資料１－１

第８期 島本町障害福祉計画
第４期 島本町障害児福祉計画

（素案）

令和８(2026)年 11 月

島本町

目　次

第１章　計画の概要 1
　１－１　計画策定の背景と趣旨 1
　１－２　計画の位置付けと期間 5
　１－３　計画の策定体制 6
　１－４　計画の推進体制 6
第２章　障害者の現状 7
　２－１　障害者手帳所持者数の推移 7
　２－２　障害者手帳所持者の年齢別人数 8
　２－３　身体障害者手帳の障害別・等級別人数 8
　２－４　療育手帳の障害程度別人数 9
　２－５　精神障害者保健福祉手帳の等級別人数 9
　２－６　障害支援区分の認定者数 9
第３章　計画の基本方針 10
　３－１　基本理念 10
　３－２　基本目標 10
第４章　成果目標 12
　４－１　障害福祉計画の成果目標 12
　４－２　障害児福祉計画の成果目標 18
第５章　障害福祉サービス等の現状と今後の見込量 22
　５－１　障害福祉サービスの見込量 22
　５－２　地域生活支援事業の見込量 32
　５－３　障害児福祉サービスの見込量 41
　５－４　その他、事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 47

第１章　計画の概要

１－１　計画策定の背景と趣旨

本町では、令和６(2024)年３月に策定した「第４次島本町障害者計画」（計画期間：令和６(2024)～令和11（2029)年度）及び「第７期島本町障害福祉計画（第３期島本町障害児福祉計画」（計画期間：令和６(2024)～令和８(2026)年度）に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、障害者福祉に関する諸施策を推進するとともに、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で互いに助け合い、認め合いながら、安心して暮らせる地域共生社会[1]の実現に向けた取組を進めてきました。

この間、国においては、令和６（2024）年に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたほか、改正「障害者総合支援法」に基づき、障害のある人の地域生活を支える体制の充実や就労支援の強化、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者等への医療の充実および療養生活支援の強化等が進められています。また、同年の「児童福祉法」の改正により、児童発達支援センターの中核的役割の明確化など、障害児支援の質の向上と地域における支援体制の充実が図られています。さらに、令和７（2025）年度には、「障害者総合支援法」が改正され、本人が希望や能力、適性等に応じてより適切な就労先や働き方を選択できるよう支援する「就労選択支援」が創設されました。

また、令和８（2026）年に見直された、第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針においては、本人が希望する地域生活の実現と継続、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、就労選択支援を含む就労支援の充実、障害児支援におけるインクルージョンの推進や望まないセルフプランの解消、障害福祉人材の確保・定着とケアの充実のための生産性向上、強度行動障害、高次脳機能障害等の多様な支援ニーズへの対応などが一層重視されています。

一方で、障害のある人本人や家族の高齢化、障害の重度化・複雑化、医療的ケアを必要とする人への支援、子どもから高齢者までライフステージに応じた切れ目ない支援など、障害者福祉を取り巻くニーズは多様化しています。

令和８年度に実施した団体・事業所ヒアリングにおいても、相談支援体制の充実をはじめ、居宅介護、短期入所、日中一時支援、グループホーム等の地域生活を支えるサービスの確保、就労支援、医療的ケア児・者への対応、障害児から成人期への切れ目のない支援、移動支援、人材の確保・育成等が課題として挙げられています。特に、本人・家族の高齢化を見据えた住まいや緊急時の支援、サービスを支える人材不足については、今後さらに重要性が高まることが見込まれます。

こうした国・大阪府の動向や本町の現状、障害者やその家族等のニーズを踏まえ、今後も障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制を確保するため、「第８期島本町障害福祉計画」「第４期島本町障害福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

[1] 地域共生社会：制度・分野の違いや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

＜近年の法・制度の動向＞

主な動き	
平成 28 年（2016）	「障害者差別解消法」施行 行政機関・民間事業者における差別的取扱いの禁止、合理的配慮[2]の提供 「成年後見制度利用促進法」施行 人材確保等利用促進のための施策、国等の責務 「障害者雇用促進法」改正 雇用分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
平成 30 年（2018）	「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正 就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設、障害児福祉計画の法定化など 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 障害者の文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品発表機会の確保など
令和元年（2019）	「障害者雇用促進法」改正 障害者活躍推進計画策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給など 「読書バリアフリー法」施行 〔視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〕 障害の有無に関わらず書籍を活用できる環境の整備（電子書籍・拡大図書等の充実）など
令和２年（2020）	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和３年（2021）	「社会福祉法」改正 地域共生社会の実現をめざし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制の整備）など 「医療的ケア児支援法」施行 〔医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律〕 国・地方公共団体・保育所や学校設置者等の責務、医療的ケア児支援センターの設置など
令和４年（2022）	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和５年（2023）	「障害者雇用促進法」改正 事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和６年（2024）	「障害者差別解消法」改正 事業者による合理的配慮の提供の義務化など 「障害者総合支援法」改正 地域生活支援の充実、就労支援・障害者雇用の充実（就労選択支援の創設、短時間労働者の法定雇用率算定等）、精神障害者のニーズに応じた支援体制（医療保護入院の見直し等）など 「児童福祉法」改正 障害児通所支援の質の確保、障害児支援体制の充実など
令和７年（2025）	「障害者総合支援法」改正 障害福祉サービスに「就労選択支援」が創設
令和８年（2026）	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正 第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の策定に向けた成果目標、活動指標、サービス提供体制の確保に関する考え方等を提示

※改正法については、主な施行時期に記載しています。

[2] 合理的配慮：障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

＜障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主な事項＞

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・さまざまなデータを活用した地域移行者数の把握 ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合 ・入所施設における居室の個室化等の推進
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備
③福祉施設から一般就労への移行等
・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進 ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設
④障害児支援の提供体制の整備等
・地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設 ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設 ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設
⑤地域における相談支援体制の充実・強化
・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進 ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進 ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載 ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上
・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進 ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設 ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
⑦障害福祉サービスの質の確保
・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載 ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設 ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

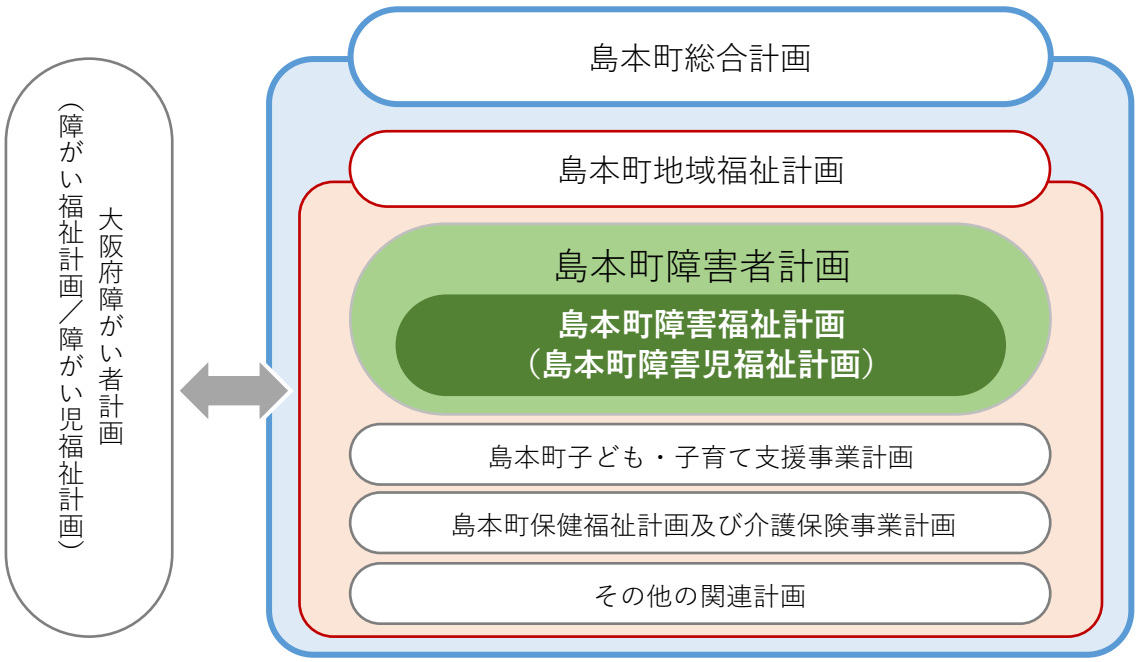
⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
・さまざまな障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載 ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討 ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載 ・障害当事者に対する ICT 機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
⑨高次脳機能障害者に対する支援
・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保
・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組
・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進
⑫住宅セーフティネット制度との連携
・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携
⑬地域差の是正・指定の在り方等
・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法 ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請 ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める。
⑭障害者等に対する虐待の防止等
・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進 ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進 ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携
⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進
・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保
・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携・施設 ・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

１－２　計画の位置付けと期間

１．位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」（第７期島本町障害福祉計画）及び児童福祉法 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」（第２期島本町障害児福祉計画）として一体的に策定するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保のための方策等を設定します。

本計画は、町の障害者施策全般の方向性を定める「障害者計画」（第４次島本町障害者計画）を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図りながら一体的に推進します。



２．計画期間

本計画は、令和 11(2029)年度を目標年度として設定し、令和 9(2027)年度から令和 11(2029)年度までの3年間を計画期間とします。

計画＼年度	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度(2026)	令和９年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	令和13年度(2031)	令和14年度(2032)
障害者計画	第３次計画			第４次計画						第５次計画		
障害福祉計画	第６期計画			第７期計画			第８期計画			第９期計画		
障害児福祉計画	第２期計画			第３期計画			第４期計画			第５期計画		

１－３　計画の策定体制

１．島本町障害者施策推進協議会での審議

学識経験者、関係機関・事業所の職員、障害者、家族等で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討します。

２．島本町障害者地域自立支援協議会からの意見聴取

町内事業所等で構成される自立支援協議会からの意見聴取を行いました。

３．団体・事業所ヒアリングの実施

町内の障害者団体、障害福祉サービス等事業所に対し、今後の展開や課題、町の障害者施策への意見などを伺うヒアリング（アンケート）を実施しました。

４．パブリックコメントの実施

計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメント（意見募集）を実施します。

募　集　期　間	
資料の閲覧方法	
募　集　方　法	
意見提出件数	

１－４　計画の推進体制

１．島本町障害者施策推進協議会

学識経験者、関係機関・事業所の職員、障害者、家族等で構成される協議会で、進捗状況の確認・検討等を行います。

２．島本町障害者地域自立支援協議会

町内事業所で構成される自立支援協議会で、支援やサービス確保等の検討を行います。

３．庁内の関係部局の連携

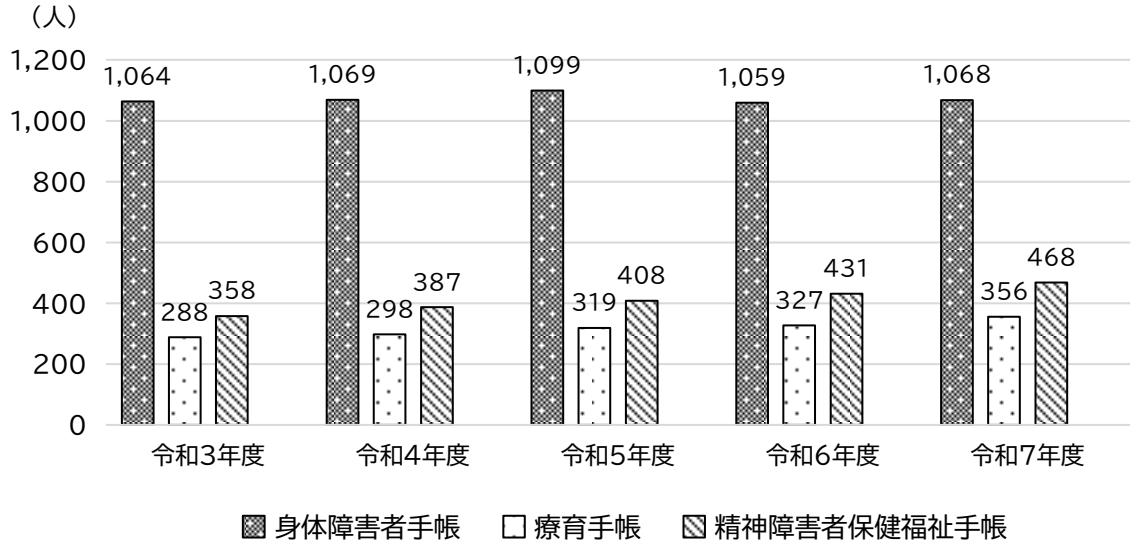
福祉・保健・子育て・教育等の関係部局と連携し、毎年度の進捗管理と評価・検討を行い、総合的かつ計画的に施策を推進します。

第２章　障害者の現状

２－１　障害者手帳所持者数の推移

令和３(2021)年度から令和７(2025)年度における障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳の所持数は増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移し、そのほかの手帳の所持数はいずれも増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は５年間で約 1.3 倍に増加しており、療育手帳の所持者数は約 1.2 倍に増加しています。

令和７(2025)年度における町全体の人口に占める割合では、身体障害者手帳が 3.2%程度、療育手帳が 1.1%程度、精神障害者保健福祉手帳が 1.4%程度となっており、いずれも人口比率は増加傾向にあります。

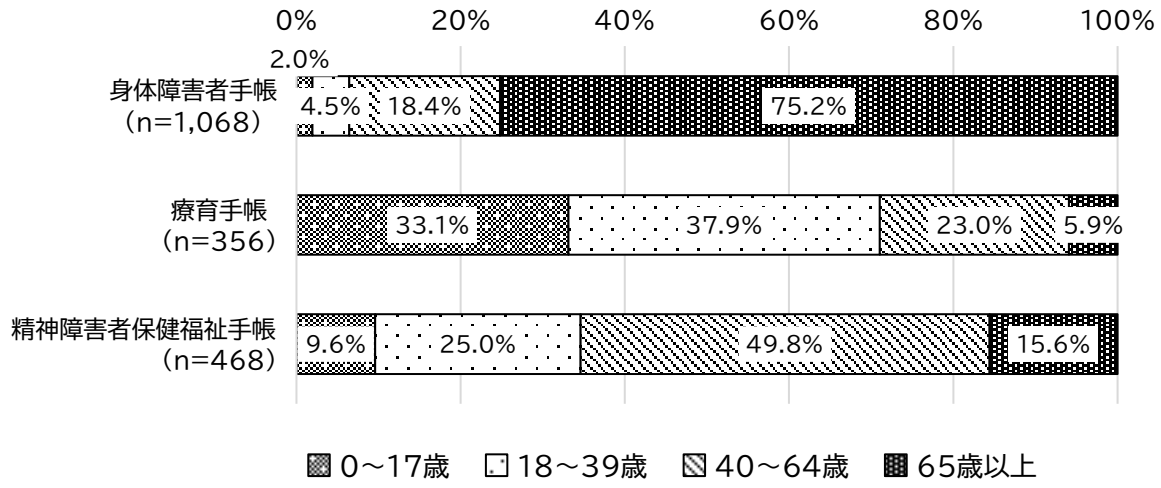


単位：人、%／各年度末時点

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
町全体の人口		31,821	31,603	31,670	32,297	33,426
身体障害者手帳	人数	1,064	1,069	1,099	1,059	1,068
	人口比	3.34%	3.38%	3.47%	3.28%	3.20%
療育手帳	人数	288	298	319	327	356
	人口比	0.90%	0.94%	1.01%	1.01%	1.07%
精神障害者保健福祉手帳	人数	358	387	408	431	468
	人口比	1.12%	1.22%	1.29%	1.33%	1.40%
三障害の合計(延べ人数)	人数	1,710	1,754	1,826	1,817	1,892
	人口比	5.37%	5.55%	5.77%	5.63%	5.66%

２－２　障害者手帳所持者の年齢別人数

年齢別の状況をみると、「身体障害者手帳」では 65 歳以上の割合が７割以上と最も多く、次に 40～64 歳が約２割となっています。一方、「療育手帳」では 18～39 歳が約４割と最も多く、次に 18 歳未満の児童が３割以上となっています。「精神障害者保健福祉手帳」では、40～64 歳が約５割と最も多く、次に 18～39 歳が３割弱となっています。



２－３　身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況をみると、障害別では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約３割となっています。等級別では、１～２級の重度者は全体の約４割となっており、３～４級も同じく約４割となっています。

単位：人、％／令和８年３月末時点

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	割合
肢体不自由	104	88	76	133	75	94	570	53.4
視覚障害	21	23	1	5	6	2	58	5.4
聴覚・平衡機能障害	5	26	13	21	1	29	95	8.9
音声・言語機能障害	0	0	14	5	－	－	19	1.8
内部障害	193	5	49	79	－	－	326	30.5
合計	323	142	153	243	82	125	1,068	100.0
割合	30.2	13.3	14.3	22.8	7.7	11.7	100.0	

２－４　療育手帳の障害程度別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、A（重度）、B2（軽度）が多く、ともに約４割となっています。

単位：人、％／令和８年３月末時点

手帳所持者数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	133	76	147	356
割合	37.4	21.3	41.3	100.0

２－５　精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、２級、３級が最も多く、ともに約５割となっています。

単位：人、％／令和８年３月末時点

手帳所持者数	1 級	2 級	3 級	合計
人数	22	223	223	468
割合	4.7	47.6	47.6	100.0

２－６　障害支援区分の認定者数

障害支援区分の認定者の状況をみると、障害別では、知的障害が５割強と最も多くなっています。また、区分別では、より支援が必要とされる区分５～６の認定者は全体の約３割となっています。

単位：人、％／令和８年３月末時点

区分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合計	割合
身体障害	0	3	7	4	2	13	29	13.2
知的障害	3	23	18	19	29	24	116	52.7
精神障害	2	33	24	11	1	3	74	33.6
難病	0	0	1	0	0	0	1	0.5
合計	5	59	50	34	32	40	220	100.0
割合	2.3	26.8	22.7	15.5	14.5	18.2	100.0	

第３章　計画の基本方針

３－１　基本理念

１．自己決定と自己選択の尊重

障害のある人自らの意思による選択を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、情報アクセシビリティの向上及び多様な選択を可能とするサービス資源の確保に努めます。

２．自立して地域で生活するための支援基盤の整備・充実

障害のある人が地域で自立し、安心して生活する環境づくりを進めるため、各種サービスや相談支援、就労支援などの支援・提供体制の整備と充実を図ります。

３．障害児の発達を支援するための支援基盤の整備・充実

児童の健やかな発達のための療育、相談支援、サービスなどの支援・提供体制の整備と切れ目ない支援の充実を図ります。

３－２　基本目標

１．相談支援体制の充実・整備・強化

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等施設、児童発達支援センターを中心として、様々な障害や年齢層に対応できる包括的な相談支援体制の充実・強化を進めるとともに、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備における実情の把握に努めます。また、本人の意思を尊重した相談支援を基本として、相談支援専門員の確保・育成や関係機関との連携に努めます。

２．生活の場・日中活動の場の確保

日常生活の基盤となる生活の場・活動の場の確保をめざし、グループホームなどの居住系サービスや日中活動系サービスの充実を図るとともに、福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めます。また、本人や家族の高齢化、障害の重度化等を見据え、必要なサービス提供体制の確保・充実に努めます。

３．「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりとともに、面的な広がりのあるネットワークの構築や、顔と顔による人と地域のつながりや見守りの強化、地域による協力や交流の促進、コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援など、地域福祉と連動した重層的支援体制の構築に取り組みます。

４．就労支援の充実

企業や福祉施設等での働く場の確保を図るため、福祉施設からの一般就労への移行、就労継続、就労定着への支援の充実を図り、障害者の自立と社会参加を推進します。あわせて、就労選択支援の活用を図り、本人の希望や能力、適性に応じた就労先や働き方の選択を支援します。

５．障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターにおける障害の重度化･重複化･多様化に対応する専門的機能の強化、重層的な障害児通所支援や障害児相談支援の質の確保・向上と支援内容の適正化、放課後等デイサービス等の障害児通所支援における関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態の検討など、体制の整備・充実に努めます。重症心身障害児への支援においては、身近な地域で支援を受けられるよう、保育所や認定こども園、学童保育、幼稚園や小学校などとの支援協力体制の構築、連携強化とサービスの確保に取り組みます。また、関係部局・関係機関の連携のもと、療育やサービス利用、学校生活・地域生活を切れ目なくサポートするための相談支援体制の充実に努めます。難聴児への支援については、早期発見や新生児聴覚検査等からの相談支援、療育への円滑・適切な支援の実施につなげるよう努めます。あわせて、障害のある人もない人もともに育ち、学ぶことができる環境づくり（インクルージョン）を進めます。

６．地域移行、地域生活の維持及び継続の推進

入所・入院からの地域移行やひとり暮らし、グループホームにおいて一人暮らし等を希望する障害のある人への支援、地域での在宅生活の継続等を支援するため、自立支援協議会の役割強化や関係機関との連携により、サービスの確保と支援の充実を図り、地域全体で障害のある人や子ども、その家族の生活を支える体制づくりを進めます。自立支援協議会の運営においては、障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善に取り組みます。

７．障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施や多職種間の連携、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知･広報などに関係者の協力により取り組みます。また、障害福祉現場におけるハラスメント対策や ICT 等の導入による事務負担の軽減・業務の効率化を推進し、働きやすい環境づくりに努めます。あわせて、人材の育成・定着及びサービスの質の向上に努めます。

８．発達障害者等支援の一層の充実

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害の支援などを専門的に行うことができる機関などの確保に取り組みます。また、難病患者の障害福祉サービス活用の促進をはじめ、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び障害児への支援体制の整備に努めます。さらに、障害特性に応じた専門的な支援につながるよう、地域の支援ニーズの把握や関係機関との連携に努めます。

第４章　成果目標

４－１　障害福祉計画の成果目標

１．福祉施設入所者の地域生活への移行

（１）地域生活移行者の増加

区分		前回(第7期計画)の状況		今回(第8期計画)の目標	
基準値		16人	令和４年度末時点の施設入所者数	14 人	令和7年度末時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者の見込数	1人	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数（令和6～8年度の累計）【府基準:0.96 人】	1人 移行率 7.1%	令和7年度末の入所者を基準に、令和 11 年度末までに地域生活へ移行する人数【府基準:0.84 人】
実績値（見込）	地域生活移行者数	2人 移行率 12.5%		府基準では、令和7年度末時点の施設入所者数の 6%以上を基本としています。本人の意思確認と意思決定支援を踏まえて設定します。	

○第７期計画の状況：　令和６・７年度に各１人が地域生活へ移行し、令和８年度も１人を見込むため、累計３人となり、目標の１人を上回る見込みです。

●第８期計画の設定：　大阪府基準（14 人×６％＝0.84 人）を踏まえ、１人以上の地域移行を目標とします。長期入所者の意向や移行を妨げる要因を把握し、本人の意思を尊重しながら、体験利用や移行後の支援を関係機関と検討します。

（２）施設入所者の削減

区分		前回(第7期計画)の状況		今回(第8期計画)の目標	
基準値(A)		16 人	令和4年度末時点の施設入所者数	14 人	令和7年度末時点の施設入所者数
目標値	最終年度の入所者数(B)	14 人	令和8年度末時点の施設入所者数(見込)	13人	令和11年度末時点の施設入所者数(見込)
	入所者の削減見込数(A－B)	2人 削減率 12.5%	令和4年度末入所者に対する差引減少見込数【府基準:0.8 人】	1人 削減率7.1%	令和7年度末入所者数に対する削減目標(案)【府基準:0.43 人】
実績値（見込）	計画最終年度の入所者数(B´)	14 人		府は 3.1%以上の削減を基本としています。国の基本指針では5%以上を基本としており、いずれの水準も上回ります。	
	入所者の削減数(A－B´)	2人 削減率 12.5%			

○第７期計画の状況：　令和７年度末の施設入所者は 14 人で、令和８年度末も 14 人を見込み、最終年度の目標を達成する見込みです。地域移行に加えて、新規入所や死亡等による増減があるため、削減数と地域移行者数を区別して把握する必要があります。

●第８期計画の設定：　本計画第５章の施設入所支援の見込量を踏まえ、令和 11 年度末の入所者数を 11 人（令和７年度末比３人減）とします。本人の地域生活への希望と真に入所が必要な人のニーズを確認し、地域移行や新規入所等の見通しを踏まえて調整します。

２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目			目標
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	令和 11 年度末		324.0 日以上
精神病床における 1 年以上長期入院患者数	令和 11 年 6月末日		13 人以下
精神病床における早期退院率	令和8年度	入院後 3か月	9.2%以下
	令和8年度	入院後 6か月	15.4%以下
	令和8年度	入院後 1年	23.3%以下

○第７期計画の状況：　令和６年度から自立支援協議会内に協議の場を設けており、各関係機関と協議しています。令和７年６月末時点の１年以上長期入院患者は 15 人であり、退院後の住まいや相談・生活支援を関係機関と調整する必要があります。

●第８期計画の設定：　府が算出した数値を踏まえ、令和 11 年６月末の１年以上長期入院患者数を 13 人以下とします。「協議の場」を継続し、本人の希望を把握して、医療・福祉・居住支援等の連携による地域移行・定着を支援します。平均生活日数・再入院率は府全体の参考目標として共有します。

■活動指標　（「精神障害地域包括ケア」関係）

項目		令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の開催回数	回／年	3	3	3
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	人／年	30	30	30
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1
精神障害者の「地域移行支援」の利用者数	人／月	0	0	1
精神障害者の「地域定着支援」の利用者数	人／月	0	0	1
精神障害者の「共同生活援助」の利用者数	人／月	11	12	13
精神障害者の「自立生活援助」の利用者数	人／月	1	1	1
精神障害者の「自立訓練（生活訓練）」の利用者数	人／月	5	5	5
（新規） 心のサポーター養成研修の実施回数	回／年	0	0	1
（新規） 心のサポーターの養成人数	人／年	0	0	20

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	精神障害のある人が利用できるグループホームや、依存症の人の日常的な居場所が不足している。
団体	状態像が複雑な人への対応力を高め、精神症状の悪化時にもつながれる居場所支援が必要。

３．福祉施設から一般就労への移行等

（１）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行

区分		前回（第7期計画）の状況		今回（第8期計画）の目標	
基準値	（全体）	５人	令和3年度中に一般就労に移行した人数	５人	令和６年度中に一般就労に移行した人数（府提供データ）
	就労移行支援	４人		３人	
	就労継続Ａ型	１人		１人	
	就労継続Ｂ型	０人		１人	
目標値	（全体）	８人	令和8年度中に一般就労に移行した人数	調整中	令和11年度中に一般就労に移行した人数
	就労移行支援	４人		調整中	
	就労継続Ａ型	３人		調整中	
	就労継続Ｂ型	１人		調整中	
実績値（見込）	（全体）	調整中		府基準：令和6年度実績の 1.31 倍以上 府の算定下限：全体7人。内訳の基準は就労移行4人、A型2人、B型2人。生活介護・自立訓練を0人とし、内訳合計と全体を一致させます。	
	就労移行支援	調整中			
	就労継続Ａ型	調整中			
	就労継続Ｂ型	調整中			

○第７期計画の状況：　調整中

●第８期計画の設定：　調整中

（２）就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労者の割合

○第７期計画の状況：　町内に就労移行支援事業所がないため、事業所割合は算定していません。

●第８期計画の設定：　国は一般就労への移行割合５割以上の事業所を全体の５割以上、府は６割以上としています。町内に就労移行支援事業所がないため割合は算定せず、町外事業所と連携して一般就労への移行を支援します。

（３）就労定着支援事業の利用者数

区分	前回(第7期計画)の状況		今回(第8期計画)の目標	
基準値	５人	令和３年度末時点の就労定着支援の利用者数	7人	令和6年度の利用実績(府提供値)
目標値	８人	令和８年度末時点の就労定着支援の利用者数	11 人	令和 11 年度の目標。7人×1.47＝10.29 人を切上げ。
実績値	7人(令和8年度末見込)		国･府基準では、令和6年度の利用者数実績の 1.47 倍以上とすることを基本としています。	

○第７期計画の状況：　令和６年度７人、令和７年度８人、令和８年度７人の見込みとなっています。就労後の生活面の相談や職場との連絡調整を継続することが重要です。

●第８期計画の設定：　府提供の令和６年度実績７人に 1.47 を乗じ、切り上げた 11 人を目標とします。利用先事業所や就業・生活支援センター等と連携し、本人の状況に応じた職場定着を支援します。

（４）就労定着支援事業の就労定着率

○第７期計画の状況：　町内に就労定着支援事業所がないため、事業所割合は算定していません。

●第８期計画の設定：　国・府は、就労定着支援の利用終了後の一定期間の就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上としています。町内に就労定着支援事業所がないため割合は算定せず、利用先事業所や就業・生活支援センター等との連携に努めます。

（５）自立支援協議会（就労支援部会）の設置

○第７期計画の状況：　「はたらく部会」を令和６年度に３回、令和７年度に２回開催し、令和８年度も２回を見込んでいます。

●第８期計画の設定：　自立支援協議会（はたらく部会）を活用し、就業・生活支援センター等と連携して地域の就労ネットワークを強化します。本人の希望に応じた就労選択、一般就労への移行、就労後の定着までの一体的な支援に努めます。

（６）就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額

区分	前回(第7期計画)の状況		今回(第8期計画)の目標	
基準値				
目標値	12,500 円	令和8年度の町内事業所の平均工賃月額	18,000 円	令和 11 年度の町内事業所の平均工賃月額
実績値(見込)	15,366 円(令和7年度)		前回計画の目標工賃を踏まえて設定	

○第７期計画の状況：　町内事業所の平均工賃月額は令和６年度 16,103 円、令和７年度 15,366 円で、第７期目標の 12,500 円を上回っていますが、府全体の目標を下回っています。

●第８期計画の設定：　町内事業所の工賃実績や作業･受注の状況を踏まえ、令和 11 年度の目標額を設定します。

４．地域生活支援の充実

（１）地域生活支援拠点等の機能の充実

区分	前回(第7期計画)の状況	今回(第8期計画)の目標
目標	平成31年４月に地域生活支援拠点等施設として開設した「地域福祉支援センター島本」を中心に、障害者（児）や家族の地域生活をサポートしています。	拠点機能の充実のため、令和８年度末までの間に次の取組を実施します。 ・拠点コーディネーター及び拠点機能を担う事業所等の担当者を配置し、支援ネットワークと緊急時の連絡・受入体制を整えます。 ・年１回以上、拠点施設の運用状況の検証及び検討を行います。

○第７期計画の状況：　第５期計画中の平成31年４月に「地域福祉支援センター島本」を開設し、拠点の設置は完了しています。令和６年度は２回、令和７年度は３回、運用状況の検証・検討を行いました。拠点コーディネーターは令和８年度から配置しており、緊急時の受入れや関係機関との調整を行っています。

●第８期計画の設定：　国・府の指針を踏まえ、拠点コーディネーターと事業所等の担当者の配置を進めます。基幹相談支援センターや自立支援協議会との連携を図り、緊急時対応と地域生活の継続を支える機能を充実するとともに、年１回以上の検証・検討を継続します。

■活動指標　（「地域生活支援拠点」関係）

項目		令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	か所	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1
支援の実績等を踏まえた検証・検討の実施回数	回／年	2	2	2
拠点機能を担う事業所等の担当者の配置	有無	1	1	1

（２）強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実

区分	前回(第7期計画)の状況	今回(第8期計画)の目標
目標	強度行動障害のある人の実情・支援ニーズを把握し、支援体制の整備を検討する目標を設定しました。	強度行動障害のある人の状況や支援ニーズを把握するとともに、調査結果を踏まえた関係機関のネットワークによる支援体制を整えます。

○第７期計画の状況：　第７期計画では実情やニーズの把握に努めてきました。今後は把握したニーズを具体的なサービス利用や支援体制の整備につなげることが必要です。

●第８期計画の設定：　大阪府や自立支援協議会等と連携し、支援ニーズと地域資源の状況把握に努めます。その結果を踏まえ、事例検討や研修、事業所間の情報共有等を通じて、地域の関係機関が連携した支援の実施に取り組みます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	相談支援、短期入所、緊急時対応等の地域生活支援拠点機能を持続的に確保する仕組みが必要。
団体	家族の入院時などに短期入所を利用できない場合があり、緊急時に安心して利用できる受入体制が求められる。

５．相談支援体制の充実・強化

国・府の指針では、令和 11 年度末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会の設置・整備と連携、地域の相談支援体制の強化、個別事例を通じた支援体制の整備、のぞまないセルフプランの解消を進めることとしています。

区分	前回(第7期計画)の状況	今回(第8期計画)の目標
目標	基幹相談支援センターと相談機関の連携、人材育成、協議会による個別事例の検討等に取り組んでいます。	・地域の相談機関と連携し、助言・指導、人材育成に取り組みます。 ・協議会等において、個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善等に取り組みます。 ・本町ではセルフプラン率が高いことも踏まえ、のぞまないセルフプラン率の減少に取り組みます。

○第７期計画の状況：　基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所への助言、人材育成、関係機関の連携強化を実施しています。一方、主任相談支援専門員は未配置で、相談支援を希望する人への対応や個別事例から地域課題を検討する体制の充実が必要です。

●第８期計画の設定：　引き続き、基幹相談支援センターを中心に相談機関の連携や人材育成を進めます。主任相談支援専門員の配置に努め、センターが自立支援協議会の運営に関与し、個別事例の検討から把握した課題をサービスの開発・改善等につなげます。
本人・家族の希望を確認して、のぞまないセルフプランの状況を障害者・障害児別に把握します。相談支援専門員の確保・育成や計画相談支援事業所の確保を図り、相談支援につなげます。

（参考：「のぞまないセルフプランの解消」）

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
セルフプラン率	%	調整中	調整中	調整中

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	相談支援専門員の確保・育成と、複数事業所による生活全体を支える相談支援体制が必要。
団体	相談したい時に相談できず、希望する頻度で相談できないことがある。

■活動指標　（「相談支援」関係）

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導･助言件数	件／年	60	60	60
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組	回／年	2	2	2
個別事例の支援内容の検証	回／年	1	1	1
基幹相談支援センターにおける 主任相談支援専門員の配置	配置数	0	0	0

			令和9年度	令和10年度	令和11年度
「協議会」における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数	回／年	3	3	3
	参加事業者・機関数	者／年	30	30	30
「協議会」の専門部会の設置	設置数	設置数	3	3	3
	実施回数	回／年	6	6	6
（新規） 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合		%	80	80	80
（新規） 基幹相談支援センターの協議会運営への関与		有無	有	有	有
（新規） 自立支援協議会の実施回数		回／年	2	2	2
（新規） 個別事例から抽出した課題を協議会の議題とした数		回／年	1	1	1

６．障害福祉サービス等の質の向上

国・府の指針では、令和 11 年度末までに、職員研修や審査・指導監査結果の共有等を通じて障害福祉サービス等の質を向上させる体制を構築することとしています。

区分	前回（第7期計画）の状況	今回（第8期計画）の目標
目標	各種研修の参加、報酬審査結果の共有、指導権限を有する機関との連携を進めてきました。	・研修等により職員の質の向上に努めます。 ・報酬審査体制の強化に努めます。 ・指導権限を有する者との協力を進めます。

○第７期計画の状況：　各種研修には令和６年度６人、令和７年度４人が参加し、令和８年度は５人を見込んでいます。審査支払等システムによる審査結果を共有する体制を整え、毎年度１回共有しています。

●第８期計画の設定：　障害種別の支援、虐待防止・権利擁護等の研修への参加を継続し、町職員の資質向上に努めます。審査結果を分析して関係機関・事業所と共有するとともに、府等の指導監査結果を共有し、適切な事業運営と請求事務につなげます。

■活動指標　（「サービスの質向上」関係）

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	人／年	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	無	無	有
	回／年	―	―	1
（新規） 指導監査結果を府等と共有する体制	有無	有	有	有
（新規） 指導監査結果の共有回数	回／年	2	2	2

４－２　障害児福祉計画の成果目標

１．障害児支援の提供体制の整備等

（１）児童発達支援センターの設置

国・府の指針では、令和 11 年度末までに、児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能を町又は圏域で確保することを基本としています。センターを未設置の場合は、関係機関の連携によって同等機能を確保することも含まれます。

区分	前回(第3期計画)の状況	今回(第4期計画)の目標
目標	児童発達支援センター又は同等機能の確保に向け、町内事業所の連携による面的整備も含めて検討してきました。	令和 11 年度末までに、①専門性に基づく発達支援･家族支援、②地域事業所へのスーパーバイズ･コンサルテーション、③インクルージョン推進、④発達支援の入口としての相談の4つの中核機能を確保に努めます。

〇第３期計画の状況：　児童発達支援センター又は同等機能の確保に向けて自立支援協議会において検討してきました。ヒアリングでは、近隣自治体との連携も含めた面的整備や、保護者支援・関係機関連携の充実が求められています。

●第４期計画の設定：　町内事業所との協議・連携や近隣自治体との連携を通じ、児童発達支援センター又は同等の４つの中核機能を確保します。各機能の担い手と役割分担を明確にし、地域全体で重層的な支援を行う体制を検討します。

（２）障害児のインクルージョン[3]を推進する体制の構築

国・府の指針では、令和 11 年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を町又は圏域に設け、保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンを推進することとしています。

区分	前回(第3期計画)の状況	今回(第4期計画)の目標
目標	保育所等訪問支援の提供体制の充実と、関係機関によるインクルージョン推進体制の構築を目標に取り組んできました。	･実施事業所の増加など、保育所等訪問支援の提供体制の充実を図ります。 ･保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設け、受入体制や連携上の課題を検討します。

〇第３期計画の状況：　保育所等訪問支援の利用は令和６年度月平均３回、令和７年度４回、令和８年度６回の見込みです。就学等に伴う支援の引継ぎや、保護者・保育所等・支援事業所の情報共有が課題として挙げられています。

●第４期計画の設定：　既存の自立支援協議会の部会やその他会議の活用を含め、保育、子育て支援、教育等の関係機関が協議できる場を確保します。地域での受入状況や課題を把握し、保育所等訪問支援の活用や就学時等の円滑な支援の引継ぎを進めます。

[3] インクルージョン：「包含」や「包み込む」ことを意味する英語で、教育や福祉の分野では、「一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわりなく、誰もが自分に合った配慮を受けながら、地域の資源（学校等）を利用できる」という理念・手法をあらわす言葉として使われています。

（３）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

国の指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和 11 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所以上確保することとしています。

区分	前回(第3期計画)の状況	今回(第4期計画)の目標
目標	町内外の事業所と連携し、重症心身障害児を受け入れる事業所の確保に努めてきました。	・各事業所への働きかけや支援等により、町内での受入事業所の確保に努めます。 ・町外の事業所と連携し、必要なサービスの確保に努めます。

〇第３期計画の状況：　町内での受入実績はなく、圏域内での受入のみとなっています。ヒアリングでは、医療的ケアへの対応や看護師配置等の課題により、利用できる事業所・曜日等に制約があることが指摘されています。

●第４期計画の設定：　対象児童が増加傾向にあることから、関係事業所への働きかけ、支援（喀痰吸引等研修費補助）、自立支援協議会での検討・連携などにより、町内での受入事業所の確保に努めます。また、引き続き、町外の受入事業所と連携し、必要なサービスを確保します。

（４）医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置

国・府の指針では、令和 11 年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を、府、圏域、市町村にそれぞれ設置するとしており、設置済市町村においては、保健・医療・福祉・保育・教育等の各分野の支援が受けられるよう、協議の場を活性化することとしています。また、医療的ケア児等のコーディネーターについて、地域の実情に応じて市町村に配置することとしています。

区分	前回(第3期計画)の状況	今回(第4期計画)の目標
目標	自立支援協議会のこども･医ケア部会を協議の場に位置付け、コーディネーターの活用を進めてきました。	保健･医療･福祉･保育･教育等の関係機関による協議の場を継続し、令和 11 年度末に医療的ケア児等コーディネーター2人を配置します。

〇第３期計画の状況：　こども・医ケア部会を令和６年度に２回、令和７年度に３回開催し、令和８年度も３回を見込んでいます。医療的ケア児等コーディネーターを１人配置していますが、医療的ケアへの対応や児童期から成人期への切れ目ない支援が課題です。

●第４期計画の設定：　引き続き、協議の場を開催するとともにコーディネーターについては１人の増員を検討します。医療的ケア児等と家族の状況を把握し、関係機関の役割分担や必要時のケース会議を通じて、退院後の在宅生活から成人期までの支援につなげます。

（５）障害児と家族への伴走的な相談支援体制の確保

国・府の指針では、令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保したうえで、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することとしています。

区分	前回(第3期計画)の状況	今回(第4期計画)の目標
目標	相談支援や就学・卒業時の関係機関連携に取り組んでいます。	障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児と家族を継続して支える相談支援体制を確保に努めます。

〇第３期計画の状況：　ヒアリングでは、就学以降の相談先や情報提供に差があり、学校卒業後の相談支援や成人期への移行支援が課題として挙げられています。

●第４期計画の設定：　児童発達支援センター機能を活用するとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援、こども家庭センター等が連携し、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保に努めていきます。

第５章　障害福祉サービス等の現状と今後の見込量

５－１　障害福祉サービスの見込量

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）について、第７期計画の実績や、国の制度改正、利用者や事業所の動向などを踏まえ、令和９年度から令和 11 年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策を示します。

障害福祉サービスの体系

１　訪問系サービス・短期入所	⑴　訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事の介助や家事の援助、通院の介助等を行います。
		②同行援護	移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読等の支援や食事や排せつ等の介助を行います。
		③重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または知的・精神障害により行動上著しく困難があり常時介護を要する方に対し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービスを提供します。
		④行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護等を行います。
		⑤重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。
	（2）短期入所（ショートステイ）		介護者が病気等の場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
２　日中活動系サービス	（1）生活介護		常時介護を要する障害者に対し、日中に障害者施設等で、入浴・排せつ・食事の介助や創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
	（2）自立訓練（機能訓練・生活訓練）		自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。「機能訓練」は身体機能向上のための訓練等を、「生活訓練」は生活能力向上のための訓練等を行います。
	（3）就労移行支援		一般の企業等への就労のため、一定の期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。
	（4）就労継続支援（A型） （5）就労継続支援（B型）		一般の企業等に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。「A型」は雇用契約に基づく就労の機会や訓練等を、「B型」は雇用契約によらない就労の機会や訓練等を提供します。
	（6）就労定着支援		就労移行支援等を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、一定の期間、相談や連絡調整、課題の解決に向けた支援を行い、職場定着を支援します。
	（7）就労選択支援		障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	（8）療養介護		主に日中に病院等の施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。
３　居住系サービス	（1）共同生活援助（グループホーム）		主に夜間に、共同生活を営む住居での入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
	（2）施設入所支援		施設入所者に対し、主に夜間に、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
	（3）自立生活援助		入所施設やグループホーム等からひとり暮らしに移行する障害者等を対象に、一定の期間、訪問による生活状況の確認、相談や連絡調整等を行います。
４　相談支援	（1）計画相談支援		障害福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	（2）地域移行支援		長期入院中の精神障害者や施設入所者がグループホームや自宅等での地域生活に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。
	（3）地域定着支援		長期の入院・入所から退院・退所し、地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を提供します。

１．訪問系サービス・短期入所

（１）訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	79 人	83 人	87 人	80 人	81 人	82 人
	実績値	78 人	81 人	79 人			
	達成率	98.7%	97.6%	90.8%			
月あたりの平均利用時間（時間分／月）	計画値	1,063 時間	1,125 時間	1,187 時間	1,410 時間	1,460 時間	1,510 時間
	実績値	1,233 時間	1,288 時間	1,364 時間			
	達成率	116.0%	114.5%	114.9%			

○第７期計画の状況：　利用人数は概ね横ばいです。一方、利用時間は増加し、計画値を上回っています。家族の高齢化や在宅生活の希望を踏まえた支援体制の確保が必要です。

●第８期計画の設定：　在宅生活や介護者の負担軽減のニーズを踏まえ、１人当たり利用時間の設定を確認し、必要量を調整します。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	在宅生活の希望や経済的理由による在宅生活、介護する親の高齢化から、利用の増加が見込まれる。

②同行援護

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	5 人	5 人	6 人	5人	5人	5人
	実績値	6 人	4 人	4 人			
	達成率	120.0%	80.0%	66.7%			
月あたりの平均利用時間（時間分／月）	計画値	55 時間	55 時間	66 時間	62 時間	65 時間	68 時間
	実績値	50 時間	53 時間	59 時間			
	達成率	90.9%	96.4%	89.4%			

○第７期計画の状況：　利用人数は計画値を下回る一方、利用時間は増加しており、長時間の支援等に対応できる担い手の確保が課題です。

●第８期計画の設定：　最近の利用状況を踏まえ、利用人数は月平均５人、利用時間は段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策：　視覚障害のある人の外出ニーズを把握し、町内外の事業所との連携や担い手の養成・確保に努めます。

③重度訪問介護

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	１人	１人	２人	１人	１人	１人
	実績値	１人	１人	１人			
	達成率	100.0%	100.0%	50.0%			
月あたりの平均利用時間（時間分／月）	計画値	168 時間	168 時間	336 時間	165 時間	165 時間	165 時間
	実績値	120 時間	157 時間	161 時間			
	達成率	71.4%	93.5%	47.9%			

○第７期計画の状況：　令和６年度以降、利用人数は１人で推移しています。利用時間は増加しており、必要な支援量を継続して確保することが必要です。

●第８期計画の設定：　直近の利用状況を踏まえ、月平均１人、165 時間を見込みます。

④行動援護

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	２人	２人	３人	４人	５人	６人
	実績値	２人	２人	３人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
月あたりの平均利用時間（時間分／月）	計画値	12 時間	12 時間	18 時間	110 時間	130 時間	150 時間
	実績値	10 時間	20 時間	90 時間			
	達成率	83.3%	166.7%	500.0%			

○第７期計画の状況：　利用人数は令和６・７年度２人から令和８年度３人の見込みとなっています。利用時間は令和８年度は 90 時間の見込みと大きく増えており、障害特性に応じた支援と担い手の確保が必要です。

●第８期計画の設定：　利用人数は段階的な増加を見込みます。利用時間は直近の利用増を踏まえて個別ニーズとの整合を確認しながら設定します。

⑤重度障害者等包括支援

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	０人	０人	０人	０人	０人	０人
	実績値	０人	０人	０人			
	達成率	―	―	―			
月あたりの平均利用時間（時間分／月）	計画値	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間
	実績値	０時間	０時間	０時間			
	達成率	―	―	―			

○第７期計画の状況：　必要量は見込んでおらず、利用実績もありません。

●第８期計画の設定：　今後も必要量を見込まず、対象となるケースが生じた時は、関係事業所との調整を行います。

（２）短期入所（ショートステイ）

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	22 人	23 人	27 人	34 人	36 人	38 人
	実績値	26 人	34 人	32 人			
	達成率	118.2%	147.8%	118.5%			
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	188 日	197 日	219 日	204 日	214 日	224 日
	実績値	263 日	210 日	194 日			
	達成率	139.9%	106.6%	88.6%			

○第７期計画の状況：　利用人数は計画値を上回る一方、利用日数は減少しています。家族の高齢化や緊急時・レスパイトのニーズに対応する体制の確保が課題です。

●第８期計画の設定：　利用人数・利用日数ともに段階的な増加を見込みます。利用日数の減少要因と緊急時を含む潜在的なニーズを把握し、必要量を調整します。

●確保のための方策：　地域生活支援拠点等の機能を充実し、事前の相談や体験利用、緊急時の受入調整を進めます。町内外の事業所と連携し、医療的ケアや重度の障害に対応できる福祉型・医療型短期入所の確保に努めます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	本人の高齢化・重度化や家族の介護力低下を踏まえ、家族のレスパイトと緊急時の受け皿が必要。
団体	保護者の高齢化や緊急時の利用に備え、利用できる施設の確保が必要。

２．日中活動系サービス

（１）生活介護

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	82 人	85 人	88 人	79 人	81 人	83 人
	実績値	76 人	74 人	77 人			
	達成率	92.7%	87.1%	87.5%			
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	1,397 日	1,441 日	1,485 日	1,477 日	1,517 日	1,557 日
	実績値	1,341 日	1,399 日	1,437 日			
	達成率	96.0%	97.1%	96.8%			

○第７期計画の状況：　利用人数は概ね横ばいですが、利用日数は増加しています。ヒアリングでは、高校卒業後の受け皿や、医療的ケア等に対応する体制の確保が求められています。

●第８期計画の設定：　事業所・団体ヒアリングでの利用増加の見通しも踏まえ、利用人数・利用日数ともに段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策：　支援学校や事業所と連携し、卒業後の進路や支援ニーズを把握して、利用のコーディネート等を行います。既存事業所の受入体制の充実や必要なサービス基盤の確保に努めます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	支援学校から毎年利用希望があり、既存の就労Ｂ型を廃止して生活介護の定員を増やした事業所もある。
団体	高校卒業後の通所先として不足している。町外事業所は送迎に対応しない場合もある。

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	10 人	11 人	14 人	7人	8人	9人
	実績値	12 人	10 人	6 人			
	達成率	120.0%	90.9%	42.9%			
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	105 日	117 日	138 日	103 日	118 日	133 日
	実績値	168 日	145 日	88 日			
	達成率	160.0%	123.9%	63.8%			

○第７期計画の状況：　利用人数・利用日数ともに減少しています。利用者の支援の経過や他サービスへの移行を踏まえて必要量を把握することが必要です。

●第８期計画の設定：　最近の利用動向を踏まえ、利用人数・利用日数を見込みます。個別の訓練ニーズや卒業後の進路の把握、必要量の確認に努めます。

●確保のための方策：　支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

（３）就労移行支援

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	10 人	10 人	13 人	11 人	13 人	15 人
	実績値	10 人	12 人	9 人			
	達成率	100.0%	120.0%	69.2%			
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	165 日	165 日	203 日	158 日	188 日	218 日
	実績値	149 日	155 日	128 日			
	達成率	90.3%	93.9%	63.1%			

○第７期計画の状況：　利用人数・日数ともに増減を繰り返しながら推移しています。団体ヒアリングでは、町外事業所の利用や高校卒業後の就労支援の確保が課題として挙げられています。

●第８期計画の設定：　利用人数・利用日数ともに段階的な増加を見込みます。一般就労への移行目標や就労選択支援の利用動向も踏まえて、必要量を確認します。

●確保のための方策：　支援学校、就業・生活支援センター、町内外の事業所等と連携し、本人の希望に応じた就労につながる情報提供と利用調整を行います。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

団体	町内に事業所がなく、町外の事業所を利用している。

（４）就労継続支援（Ａ型）

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	24 人	24 人	27 人	35 人	37 人	39 人
	実績値	29 人	32 人	33 人			
	達成率	120.8%	133.3%	122.2%			
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	449 日	449 日	502 日	691 日	731 日	771 日
	実績値	518 日	573 日	651 日			
	達成率	115.4%	127.6%	129.7%			

○第７期計画の状況：　利用人数・利用日数ともに計画値を上回り、増加傾向で推移しています。町内外の就労の場と継続的な支援の確保が必要です。

●第８期計画の設定：　近年の利用の伸びを踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保のための方策：　支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

団体	町内に事業所がなく、高校卒業後の通所サービスとして必要。

（５）就労継続支援（Ｂ型）

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	54 人	56 人	59 人	80 人	86 人	92 人
	実績値	55 人	63 人	74 人			
	達成率	101.9%	112.5%	125.4%			
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	811 日	840 日	880 日	1,210 日	1,300 日	1,390 日
	実績値	850 日	941 日	1,120 日			
	達成率	104.8%	112.0%	127.3%			

○第７期計画の状況：　利用人数・利用日数ともに計画値を上回り、増加傾向で推移しています。高校卒業後や生活訓練終了後の受け皿の確保と、作業・工賃の維持向上が必要です。

●第８期計画の設定：　近年の利用の伸びを踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保のための方策：　支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。また、障害者優先調達推進法に基づく事業所からの調達の推進に努め、工賃向上のための取組を支援します。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	高校卒業後の通所先として不足しており、利用ニーズに対して不十分。
団体	生活訓練を終了した人の移行による利用増を見込む。工賃向上と農福連携等による職域の開拓に取り組む。

（６）就労定着支援

区分		第7期計画の実績（令和8年度は見込）			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	５人	６人	７人	10人	12人	14人
	実績値	８人	７人	８人			
	達成率	160.0%	116.7%	114.3%			

○第７期計画の状況：　利用人数は計画値を上回っています。一般就労への移行後も、本人や職場を継続的に支援することが必要です。

●第８期計画の設定：　一般就労への移行や最近の利用動向を踏まえ、段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策：　事業所、就業・生活支援センター等と連携し、就労に伴う生活上の課題や職場での困りごとを把握して、必要な支援につなげます。

（７）就労選択支援

区分		第7期計画の実績（令和8年度は見込）			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	―	2人	5人	2人	2人	2人
	実績値	―	1人	2人			
	達成率	―	50.0%	40.0%			

○第７期計画の状況：　令和７年 10 月に開始されたサービスで、令和７年度の月平均利用者数は１人です。

●第８期計画の設定：　就労移行支援サービス利用者の実績を参考に見込みます。実利用人数は毎年 10 人程度を見込みますが、月平均利用で換算すると２人程度となります。

●確保のための方策：　大阪府、支援学校、就業・生活支援センター、相談支援事業所等と連携し、対象者への周知と利用調整、提供事業所の確保に努めます。

（８）療養介護

区分		第7期計画の実績（令和8年度は見込）			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	４人	４人	４人	４人	４人	４人
	実績値	４人	４人	４人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

○第７期計画の状況：　令和６年度以降、利用者は町外事業所での４人を維持しています。

●第８期計画の設定：　現在の利用状況を踏まえ、今後も４人の利用を見込みます。

３．居住系サービス

（１）共同生活援助（グループホーム）

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	37 人	41 人	45 人	46 人	54 人	62 人
	実績値	38 人	36 人	38 人			
	達成率	102.7%	87.8%	84.4%			

○第７期計画の状況：　利用人数は概ね横ばいとなっています。一方、本人の自立や家族の高齢化を背景に、障害特性に応じた住まいの確保が求められています。

●第８期計画の設定：　近年の利用動向やヒアリングでのニーズを踏まえるとともに、現在整備中のものや今後の整備を見込んで段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策：　引き続き本町独自のグループホーム開設支援事業補助金を活用しての事業所開設を働きかけるとともに、地域生活支援拠点や関係事業所と連携し、対象者や家族に対する意向確認、情報提供、利用のコーディネート等の支援を行います。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	新たなグループホームの開設を検討している。
団体	保護者の高齢化と本人の自立を見据え、グループホームの拡充が必要。精神障害のある人の住まいも少ない。

（２）施設入所支援

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	15 人	15 人	14 人	14 人	14 人	13 人
	実績値	15 人	15 人	14 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

○第７期計画の状況：　計画通り推移しています。地域移行を進めるとともに、新たに入所が必要となる人のニーズを把握することが必要です。

●第８期計画の設定：　今後も地域移行者数の目標達成を鑑みながら、減少するよう見込みます。

●確保のための方策：　事業所と連携して、施設入所が必要な人へのニーズも考慮し、サービス量の確保に努めます。

（３）自立生活援助

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	0人	0人	0人	2人	2人	2人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第７期計画の状況：　平成 30 年度から新たに開始されたサービスです。今まで利用実績はありません。一方、今回の事業所ヒアリングでは新たな実施予定があり、団体からも一人暮らしを支える支援が求められています。

●第８期計画の設定：　新規の一人暮らしの他、既存の居住者への支援を想定し見込量を設定します。

●確保のための方策：　実施予定事業所や相談支援機関と協議し、利用対象者への情報提供や支援体制の確保に努めます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	自立生活援助の新規実施を予定している。
団体	障害が軽度の人も、一人暮らしを支えるサービスがほしい。

４．相談支援

（１）計画相談支援

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	16 人	18 人	22 人	21 人	22 人	23 人
	実績値	23 人	25 人	20 人			
	達成率	143.8%	138.9%	90.9%			
参考(利用実人員)		(131 人)	(108 人)	(100 人)	(110 人)	(120 人)	(130 人)

○第７期計画の状況：　月平均利用人数は減少しており、相談支援専門員の確保・育成や、希望する人が相談支援を利用できる体制の充実が課題です。

●第８期計画の設定：　のぞまないセルフプラン解消の目標を踏まえ、相談希望者数と受入可能量を把握し、必要な利用人数・計画作成実人員を設定します。

●確保のための方策：　地域生活支援拠点等施設の活用や、事業所間での受入調整、相談支援専門員の確保・育成、計画相談支援事業所の確保を図り、計画策定数の増加に努めます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	計画相談支援の面的整備と相談支援専門員の確保・育成が必要。

（２）地域移行支援

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人
	実績値	0 人	1 人	0 人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第７期計画の状況：　令和６年度の利用はなく、令和７年度は月平均１人の利用がありました。本人の地域生活への希望を把握し、必要時に支援につなぐことが重要です。

●第８期計画の設定：　地域生活への移行に係る成果目標を踏まえ、期間中に１人の利用を見込みます。

●確保のための方策：　入所施設・入院施設と連携を図り、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

（３）地域定着支援

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの 平均利用人員 （人分／月）	計画値	０人	０人	１人	０人	０人	１人
	実績値	０人	０人	０人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第７期計画の状況：　期間中の利用実績はありませんでした。

●第８期計画の設定：　成果目標達成を図るため、期間中１人程度の利用を見込みます。

●確保のための方策：　入所施設・入院施設と連携を図り、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

５－２　地域生活支援事業の見込量

「障害者総合支援法」に基づく「地域生活支援事業」について、第６期計画の実績や、地域生活支援拠点等施設の整備をはじめとする事業所の動向等を踏まえ、令和６年度から令和８年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。

地域生活支援事業の体系

1　理解促進研修・啓発事業		障害者や障害に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。
2　自発的活動支援事業		障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
3　相談支援事業	(1)障害者相談支援事業	障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、援助を行い、自立した日常生活・社会生活がおくれるよう支援します。
	(2)基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域の相談支援体制の強化、地域移行の促進、虐待防止等の取組を行います。
	(3)基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談機関への指導や助言、地域移行の促進等の取組を行い、相談支援機能の強化を図ります。
	(4)住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、必要な調整や家主への相談・助言等を行います。
4　成年後見制度利用支援事業		判断能力が十分でない障害者の福祉サービス利用等のため、申立ての支援や後見人等の報酬助成により成年後見制度の利用を支援します。
5　成年後見制度法人後見支援事業		成年後見の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
6　手話奉仕員養成研修事業		日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
7　意思疎通支援事業	(1)手話通訳者派遣事業 (2)要約筆記者派遣事業 (3)手話通訳者設置事業	役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談等の手話通訳を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者等の意思疎通を支援します。
8　日常生活用具給付等事業		日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
9　移動支援事業（ガイドヘルプサービス）		外出が困難な方（全身性障害者・知的障害者・精神障害者等）に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の介助を行います。
10　地域活動支援センター		生産活動・創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。
11　その他の事業	(1)日中一時支援事業	日中に施設で、障害者に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練等を行います。
	(2)訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴事業者が自宅を訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行います。
	(3)社会参加促進事業等	精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業等を実施します。

１．理解促進研修・啓発事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

○第７期計画の状況：　令和６年度以降継続的に実施しています。障害や障害のある人への理解を広げるため、継続した啓発と参加の機会づくりが必要です。

●第８期計画の設定：　引き続き、障害者理解を促進するための啓発・研修等を実施し、心のバリアフリーを推進します。

●確保のための方策：　障害者自立支援協議会と連携しながら、今後のあり方について検討・企画していきます。心のサポーター養成研修についても計画期間内の実施を目指し、検討を進めます。

２．自発的活動支援事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

○第７期計画の状況：　自発的活動支援事業補助制度を活用し、事業補助を行っています。障害のある人や家族、地域住民等による自発的な活動を支えています。

●第８期計画の設定：　引き続き、補助事業を実施します。

●確保のための方策：　関係団体と連携し、事業内容の充実や周知に努めます。

３．相談支援事業

（１）障害者相談支援事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	計画値	２か所	２か所	２か所	3か所	3か所	3か所
	実績値	２か所	２か所	２か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

○第７期計画の状況：　地域生活支援拠点等施設に相談支援事業を集約し、福祉推進課内の基幹相談支援センターとともに障害者や家族等への相談支援に対応しています。

●第８期計画の設定：　既存の２か所に加え、新たに１か所の相談新事業所の設置を検討し、相談支援と一体的に就労、居住、家族支援等を行う体制の充実を図ります。

●確保のための方策：　地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで連携に加え、新たな相談支援事業所の確保を図り、町内事業所とともに相談先や地域資源の情報提供、適切な機関へのつなぎなどを進め、相談支援体制の充実を図ります。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

団体	実際にサービスを利用する際、主になって相談にのってくれる場が分からない。

（２）基幹相談支援センター

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

○第７期計画の状況：　平成 27 年度から福祉推進課内に基幹相談支援センターを設置しています。

●第８期計画の設定：　引き続き、基幹相談支援センターを設置します。

●確保のための方策：　基幹相談支援センターと他の相談支援事業所で連携を図り、町内事業所とともに相談支援体制を構築します。

（３）基幹相談支援センター等機能強化事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

○第７期計画の状況：　平成 27 年度から福祉推進課内に基幹相談支援センターを設置しています。

●第８期計画の設定：　引き続き、基幹相談支援センターを設置します。

●確保のための方策：　基幹相談支援センターと他の相談支援事業所で連携を図り、町内事業所とともに相談支援体制を構築します。

（４）住宅入居等支援事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	計画値	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第７期計画の状況：　未実施。住居確保への支援については、一般相談支援事業等により対応しています。本人や家族の高齢化を見据えた住まいの確保が求められています。

●第８期計画の設定：　計画期間内での事業の実施を検討します。

●確保のための方策：　一般相談支援事業所への委託に向けて、検討・調整を行います。

４．成年後見制度利用支援事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の実利用者数	計画値	2人	2人	2人	7人	8人	9人
	実績値	6人	5人	6人			
	達成率	300.0%	250.0%	250.0%			

○第７期計画の状況：　計画期間中の実利用者数は令和６年度６人、令和７年度５人、令和８年度６人の見込みで、計画値を上回っています。

●第８期計画の設定：　最近の利用状況を踏まえ、各年度１人の利用増加を見込みます。

●確保のための方策：　相談支援事業所、基幹相談支援センター、その他各関係機関で連携し、成年後見を必要とする対象者の把握に努めます。

５．成年後見制度法人後見支援事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	計画値	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第７期計画の状況：　第７期計画では未実施でした。

●第８期計画の設定：　障害者・高齢者・地域福祉のニーズを踏まえ、実施に向けた研究・検討を行います。

６．手話奉仕員養成研修事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
修了者の実人員	計画値	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第７期計画の状況：　町では実施しておらず、社会福祉協議会ボランティアセンターへの補助により、同センターで実施する手話ボランティア養成研修等の活動を支援しています。

●第８期計画の設定：　社会福祉協議会との協議の上、近隣自治体との連携も含め、手話奉仕員養成研修の実施について検討します。

７．意思疎通支援事業

（１）手話通訳者派遣事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の延利用件数	計画値	７件	７件	７件	10 件	10 件	10 件
	実績値	３件	８件	８件			
	達成率	42.9%	114.3%	114.3%			
年間の延利用時間数	計画値	14 時間	14 時間	14 時間	30 時間	30 時間	30 時間
	実績値	６時間	27 時間	22 時間			
	達成率	42.9%	192.9%	157.1%			

○第７期計画の状況：　年間の延利用件数・時間数は、令和７年度以降は計画値を上回っています。

●第８期計画の設定：　最近の利用状況を踏まえ、増加を見込みます。

●確保のための方策：　関係機関と連携し、手話通訳者の確保と、利用者への周知・派遣調整に努めます。

（２）要約筆記者派遣事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の延利用件数	計画値	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績値	0件	0件	0件			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
年間の延利用時間数	計画値	6時間	6時間	6時間	6時間	6時間	6時間
	実績値	0時間	0時間	0時間			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第７期計画の状況：　計画期間中の利用はありませんでした。

●第８期計画の設定：　対象者への周知等に努め、年に１件程度の利用を見込みます。

●確保のための方策：　関係機関と連携し、要約筆記者の確保と対象者への周知に努めます。

（３）手話通訳者設置事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の延利用件数	計画値	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績値	2人	2人	2人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

○第７期計画の状況：　役場における手話通訳者２人（週５日）を配置し、役場や町施設・保育所・学校等における手話通訳に対応しています。

●第８期計画の設定：　引き続き、手話通訳者を２人配置します。

８．日常生活用具給付等事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護･訓練支援用具	計画値	6 件	6 件	6 件	6件	6件	6件
	実績値	2 件	4 件	4 件			
自立生活支援用具	計画値	10 件	11 件	12 件	10 件	10 件	10 件
	実績値	8 件	11 件	10 件			
在宅療養等支援用具	計画値	11 件	12 件	13 件	15 件	16 件	17 件
	実績値	11 件	7 件	14 件			
情報･意思疎通支援用具	計画値	5 件	5 件	5 件	5件	5件	5件
	実績値	5 件	1 件	2 件			
排泄管理支援用具	計画値	655 件	660 件	665 件	708 件	722 件	746 件
	実績値	679 件	643 件	742 件			
居宅生活動作補助用具	計画値	1 件	1 件	1 件	1件	1件	1件
	実績値	0 件	1 件	1 件			
合計	計画値	688 件	695 件	702 件	745 件	760 件	785 件
	実績値	705 件	667 件	773 件			
	達成率	102.5%	96.0%	110.1%			

○第７期計画の状況：　利用件数の合計は増減しながら推移し、概ね計画値通りとなっています。

●第８期計画の設定：　最近の利用状況を踏まえ、増加を見込みます。障害特性や生活上のニーズを把握し、必要な用具の給付につなげます。

●確保のための方策：　対象品目や基準限度額の見直しを行います。情報取得・意思疎通を支える用具についても、関係機関と情報を共有します。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	絵カードやアプリ、ICT 機器等のコミュニケーション支援機器について、給付対象とすることを検討してほしい。

９．移動支援事業（ガイドヘルプサービス）

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の実利用人員（人／年）	計画値	90 人	95 人	100 人	93 人	98 人	103 人
	実績値	74 人	83 人	88 人			
	達成率	82.2%	87.4%	88.0%			
年間の総利用時間数（時間／年）	計画値	7,573 時間	8,081 時間	8,589 時間	7,747 時間	8,147 時間	8,547 時間
	実績値	7,270 時間	6,922 時間	7,347 時間			
	達成率	96.0%	85.7%	85.5%			

○第７期計画の状況：　利用人数は増加しています。利用人数・時間ともに計画値を下回るものの、家族による外出支援の難しさや、土日・長時間の支援に対応する人材の確保が課題です。

●第８期計画の設定：　今後も段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策：　「島本町障害者地域自立支援協議会」の場を活用し、行政と事業所や事業所間の連携に努めながら、研修の実施や、資格取得支援などを推進し、人材の確保・定着に取り組みます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	土日や長時間の支援を担うヘルパーの確保、資格取得支援等が必要。
団体	家族による外出支援が難しくなり、移動支援の利用増が見込まれる。

10．地域活動支援センター

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実利用箇所数	計画値	1 か所	1 か所	1 か所	0か所	0か所	0か所
	実績値	1 か所	0 か所	0 か所			
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%			
年間の実利用者数	計画値	5 人	5 人	5 人	0人	0人	0人
	実績値	4 人	0 人	0 人			
	達成率	80.0%	0.0%	0.0%			

○第７期計画の状況：　町内事業所は令和７年３月 31 日に閉鎖し、令和７年度以降の利用実績・見込はありません。地域の居場所や日中活動のニーズを把握することが必要です。

●第８期計画の設定：　地域活動支援センター実施の予定はありませんが、地域の居場所や活動場所等のニーズについては、既存の通所サービスやその他事業で対応していきます。

11. その他の事業

（１）日中一時支援事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の実利用人員	計画値	52 人	55 人	58 人	43 人	47 人	51 人
	実績値	44 人	31 人	39 人			
	達成率	84.6%	56.4%	67.2%			
年間の総利用回数	計画値	3,950 回	4,200 回	4,400 回	3,461 回	3,781 回	4,101 回
	実績値	3, 310 回	2, 495 回	3, 141 回			
	達成率	83.8%	59.4%	71.4%			

○第７期計画の状況：　利用人数・回数ともに増減しながら推移し、ともに計画値を下回っています。
町内の事業所について令和７年度から３か所に増加しています。

●第８期計画の設定：　最近の利用状況やヒアリングのニーズを踏まえ、増加を見込みます。

●確保のための方策：　事業所と協議し、卒業後の利用や利用曜日・時間帯のニーズも踏まえた受入調整を進めます。新たな事業所の確保に努めます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	18 歳以降の安心できる居場所としてニーズが高く、卒業後の移行が段階的に増える見込み。
団体	高校卒業後の居場所や、保護者の帰宅までの見守りのため、拡充が必要。

（２）訪問入浴サービス事業

区分		第7期計画の実績(令和8年度は見込)			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の実利用人員	計画値	４人	４人	４人	３人	３人	３人
	実績値	４人	３人	３人			
	達成率	100.0%	75.0%	75.0%			
年間の総利用回数	計画値	400 回	400 回	400 回	300 回	300 回	300 回
	実績値	252 回	257 回	240 回			
	達成率	63.0%	64.3%	60.0%			

○第７期計画の状況：　利用人数は３、４人でほぼ横ばいとなっています。

●第８期計画の設定：　今後も同程度の利用人員を見込みます。

（３）社会参加促進事業等

区分		第7期計画の実績（令和8年度は見込）			第8期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
精神障害者 グループワーク	実績値	41 人	43 人	43 人	継続実施		
ふれあい スポーツ教室･大会	実績値	196 人	225 人	225 人	継続実施		
声の広報	実績値	3 人	2 人	2 人	継続実施		
障害者自動車運転免許 取得助成事業	実績値	0 件	0 件	1件	継続実施		
身体障害者 自動車改造助成事業	実績値	0 件	0 件	0 件	継続実施		
奉仕員等養成事業	実績値	朗読ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ 養成講座	朗読ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ 養成講座	朗読ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ 養成講座	継続実施 （各種福祉ボランティアの 養成研修を実施）		

○第７期計画の状況：　精神障害者グループワークやふれあいスポーツ教室・大会等を継続して実施しています。

●第８期計画の設定：　各事業を継続して実施し、障害特性や参加ニーズに配慮しながら、地域社会への参加や交流の機会の確保、インクルージョンの推進に努めます。

５－３　障害児福祉サービスの見込量

平成 24 年度から開始された「児童福祉法」に基づく「障害児支援サービス」について、第２期計画の実績や、制度の改正、今後の利用者や事業所の動向等を踏まえ、令和６年度から令和８年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。

障害児支援サービスの体系

１ 障害児通所支援	(1)児童発達支援	就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。また、肢体不自由児に対し、専門的な訓練や指導、リハビリテーション、治療等を行います。 ＊児童発達支援センターは、上記の通所療育に加えて、地域の児童や家族への相談支援、関係機関への援助・助言等を行います。
	(2)放課後等デイサービス	小学生以上の障害児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や日中活動(放課後活動)の場を提供します。
	(3)保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
	(4)居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度障害により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して療育支援を行います。
２ 相談支援	(1)障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	(2)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする障害児の支援のための地域づくりを推進するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

１．障害児通所支援

（１）児童発達支援

区分		第3期計画の実績（令和8年度は見込）			第4期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	82 人	86 人	90 人	103 人	108 人	113 人
	実績値	102 人	114 人	98 人			
	達成率	124.4%	132.6%	108.9%			
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	574 日	602 日	630 日	829 日	869 日	910 日
	実績値	685 日	888 日	789 日			
	達成率	119.3%	147.5%	125.2%			

○第３期計画の状況：　利用人数・日数ともに計画値を上回っていますが、令和８年度の見込みでは減少しています。

●第４期計画の設定：　最近の利用状況を踏まえ、増加を見込みます。
本町は児童発達支援が総量規制[4]の対象となっていますが、実績における伸び率が全国の平均伸び率を下回るため、最近の利用状況を踏まえた段階的な増加を見込んでいます。

●確保のための方策：　児童発達支援センターの設置及び４つの中核機能を確保する取組と連動し、既存事業所の受入体制や支援の質を高め、重症心身障害児・医療的ケア児への対応を含め、必要なサービスの確保に努めます。

（２）放課後等デイサービス

区分		第3期計画の実績（令和8年度は見込）			第4期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	110 人	115 人	120 人	182 人	202 人	222 人
	実績値	119 人	140 人	162 人			
	達成率	108.2%	121.7%	135.0%			
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	990 日	1,035 日	1,080 日	1,729 日	1,929 日	2,129 日
	実績値	1,166 日	1,208 日	1,529 日			
	達成率	117.8%	116.7%	141.6%			

○第３期計画の状況：　利用人数・日数ともに増加しており、ともに計画値を上回っています。利用希望の増加に加え、医療的ケアや重度の障害への対応、利用曜日・時間帯等に応じた受入体制が課題です。

●第４期計画の設定：　最近の利用状況や人口増加に伴う児童数の増加を踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保のための方策：　事業所や学校等と連携し、児童の特性や支援ニーズに応じた受入体制とサービスの質を確保します。必要な定員や事業所の確保を図るとともに、子育て支援施策とも連携します。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	利用希望の問い合わせが多く、重度知的障害のある児童の通所先にも偏りがある。
団体	医療的ケアへの対応や看護師配置がなく、利用日数・曜日が制限される場合がある。

[4] 総量規制：障害福祉サービス等の供給量が地域のニーズに対して過剰とならないよう、障害福祉計画等で定めるサービスの必要量に達している場合などに、都道府県等が対象となる事業所の新規指定等を行わないことができる制度。

（３）保育所等訪問支援

区分		第3期計画の実績(令和8年度は見込)			第4期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	４人	５人	６人	８人	10人	12人
	実績値	３人	４人	６人			
	達成率	75.0%	80.0%	100.0%			
月あたりの平均利用回数（回数／月）	計画値	４回	５回	６回	８回	10回	12回
	実績値	３回	４回	６回			
	達成率	75.0%	80.0%	100.0%			

○第３期計画の状況：　概ね計画通りの推移となっています。

●第４期計画の設定：　ヒアリング調査においても利用ニーズの高さがうかがえることから、児童発達支援センターの設置と連動した目標達成を踏まえ、段階的な利用の増加を見込みます。

●確保のための方策：　児童発達支援センターの中核機能の確保と連動し、実施を検討する事業所等との協議や関係機関の連携により、保育所等訪問支援の提供体制の充実を図ります。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	保護者・保育所等・支援事業所の情報共有を進めるため、訪問支援のニーズが高まると見込む。

（４）居宅訪問型児童発達支援

区分		第3期計画の実績(令和8年度は見込)			第4期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	０人	０人	２人	０人	０人	０人
	実績値	０人	０人	０人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
月あたりの平均訪問回数（回数／月）	計画値	０回	０回	２回	０人	０人	０人
	実績値	０回	０回	０回			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第３期計画の状況：　期間中の利用実績はありませんでした。

●第４期計画の設定：　利用人数の見込みは０人としていますが、利用ニーズが生じた場合は事業所の確保に努めます。

●確保のための方策：　町内外において、サービス事業所の確保に努めます。

２．相談支援

（１）障害児相談支援

区分		第3期計画の実績(令和8年度は見込)			第4期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	8 人	11 人	14 人	11 人	12 人	13 人
	実績値	10 人	13 人	10 人			
	達成率	125.0%	118.2%	71.4%			
参考(利用実人員)		（69 人）	（69 人）	（60 人）	（80 人）	（100 人）	（120 人）

○第３期計画の状況：　月平均利用人数は増減しながら推移しています。年間の計画作成実人員は令和８年度の見込みでは減少しており、希望する相談支援やライフステージに応じた支援の継続が課題です。

●第４期計画の設定：　のぞまないセルフプラン解消の目標を踏まえ、相談希望者数と受入可能量を把握し、必要な利用人数・計画作成実人員を設定します。

●確保のための方策：　地域生活支援拠点等施設の活用や、事業所間での受入調整、相談支援専門員の確保・育成、障害児相談支援事業所の確保を図り、計画策定数の増加に努めます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	児童期から成人期までの切れ目ない支援と、保護者への早い段階からの情報提供が必要。
団体	学校卒業後の相談支援の受け皿が求められている。

（２）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

区分		第3期計画の実績(令和8年度は見込)			第4期計画の見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	福祉２人 医療０人	福祉２人 医療０人	福祉２人 医療０人	福祉2人 医療0人	福祉2人 医療0人	福祉2人 医療0人
	実績値	福祉１人 医療０人	福祉１人 医療０人	福祉１人 医療０人			
	達成率	50.0%	50.0%	50.0%			

○第３期計画の状況：　こども・医ケア部会を令和６年度２回、令和７年度３回開催し、令和８年度も３回を見込んでいます。コーディネーターは１人を配置し、医療的ケア児等と家族の支援調整を進めています。

●第４期計画の設定：　支援ニーズや役割、関係機関の体制を確認し、配置の充実を検討します。

●確保のための方策：　協議の場とケース会議を活用し、医療・福祉・保育・教育等との役割分担や情報共有を進め、退院後の在宅生活から成人期への移行まで切れ目なく支援します。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	担当看護職員が不在でも利用を続けられる体制と、医療的ケア児から成人期まで切れ目なく支える体制が必要。

３．発達障害のある人への支援

国の指針では、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害の診断などを専門的に行うことができる医療機関などの確保に取り組むこととしています。

■活動指標

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人／年	６人	６人	６人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	者／年	１者	１者	１者
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人／年	0	0	0

〇第３期計画の状況：　令和６・７年度は各６人が支援プログラムを受講し、令和８年度も６人を見込んでいます。実施者は各年度１者で、保護者支援の継続と利用機会の充実が必要です。

●第４期計画の設定：　令和２年度から実施しているペアレントトレーニング等を継続し、各年度６人の受講と１者の実施を見込みます。本人・家族の状況や相談ニーズを把握し、発達障害児と家族への支援体制の充実に努めます。

【事業所・団体ヒアリングでのご意見】

事業所	ペアレントトレーニング等の保護者支援や、発達検査などのアセスメントを受ける機会を充実してほしい。

４．子ども・子育て支援事業計画との連携

本計画では、大阪府の指針に基づき、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、「島本町子ども・子育て支援事業計画」（令和７年度～11 年度）との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

参考：子ども・子育て支援事業の利用量の見込み　島本町子ども・子育て支援事業計画から抜粋

		見込量		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼児期の教育･保育（幼稚園･保育所）	需要量	1,488 人	1,496 人	1,510 人
	供給量	1,565 人	1,565 人	1,565 人
時間外保育事業（延長保育）	需要量	531 人	536 人	538 人
	供給量	531 人	536 人	538 人
放課後児童健全育成事業（学童保育室）	需要量	655 人	645 人	652 人
	供給量	655 人	645 人	652 人
地域子育て支援拠点事業	需要量	14,028 人	14,383 人	14,440 人
	供給量	14,028 人	14,383 人	14,440 人
一時預かり事業･在園児対象型（幼稚園型）	需要量	10,455 人	10,416 人	10,437 人
	供給量	10,455 人	10,416 人	10,437 人
一時預かり事業･在園児対象型以外（一般型）	需要量	2,065 人	2,083 人	2,092 人
	供給量	2,065 人	2,083 人	2,092 人
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	需要量	340 人	341 人	335 人
	供給量	340 人	341 人	335 人
養育支援訪問事業	需要量	45 人	46 人	46 人
	供給量	45 人	46 人	46 人

５－４　その他、事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

１．障害者等に対する虐待の防止

虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と密接に連携しつつ、相談・通報へのメール・SNS を含む受付・対応や、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応等、相談・通報体制の充実に向けた検討を進めます。また、調査・指導等を適切に行う他、虐待防止のための啓発や研修を行います。

死亡事案等重篤事案が発生した際は、関係機関との連携により、発生要因の分析・事後検証や事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断等について、適切な対応に努めます。

２．意思決定支援の促進

関係機関と連携しながら、福祉サービスの利用援助等を行い、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援に努めます。本人の希望を丁寧に把握し、意思決定支援ガイドラインを踏まえた支援を進めます。

３．障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

関係機関・事業所と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・作品発表の機会の確保や、作品やイベント・展示に関する情報発信に努めるなど、障害者の文化・芸術活動を促進する取組を行います。

４．障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

日常生活や社会生活に必要な情報を取得することができるよう、障害特性に配慮した分かりやすい情報提供および情報取得支援の充実を図るとともに、手話通訳等の意思疎通（コミュニケーション）支援の充実を図ります。必要な情報が本人や家族、事業所等に届くよう、相談窓口や地域資源の情報を共有し、ICT 機器等の活用支援に努めます。

５．障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消に向けて、障害に対する正しい知識や理解を深めるため、広報誌・町ホームページ・SNS・冊子等の各種広報媒体を活用した啓発活動を行います。

また、町職員や町の機関において、適切な対応を行うため、「島本町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、相談体制の整備の他、障害に対する理解や合理的配慮の考え方等に関する研修などに取り組みます。

また、学校での福祉教育の推進など福祉に関する意識を高める教育・研修等、心のバリアフリーの取組を進めます。

６．事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

関係機関と連携し、専門性を高めるための研修の実施等、サービス従事者の養成やスキルアップに取り組むとともに、平時から災害発生を見据え、関係機関との緊密な関係性を通じて利用者の安全確保に向けた取組を進めます。災害時にも必要なサービスが継続できるよう、防災担当部局等と情報を共有し、事業所の業務継続計画や訓練等の取組との連携に努めます。

７．ユニバーサルデザインの推進

島本町バリアフリー構想に基づき、町施設や道路等のバリアフリー化に取り組んでいます。また、情報アクセシビリティの向上や十分なコミュニケーションの確保等を通じて、視覚障害者等の読書環境の整備等、ハードとソフトの両面のさらなる利便性・安全性の向上に努め、誰もがストレスなく地域で快適に生活できる環境整備に取り組みます。